

8 特別職の報酬等の状況（平成13年4月1日現在）
 知事等特別職の職員の報酬等については、特別職報酬等審議会の答申を受け、県議会の審議を経て条例で定められています。

【表 11】特別職の報酬等

職名	給料月額	職名	報酬月額	期末手当支給割合
知事	1,340千円	議長	1,050千円	6月期 1.45月
副知事	1,050千円	副議長	940千円	12月期 1.55月
出納長	940千円	議員	840千円	3月期 0.55月

9 給与等の削減状況
 現在の厳しい財政状況を考慮し、臨時・緊急的な措置として、給与等の削減を行います。

【表 12】給与等の削減状況

対象者	削減内容	期 間
知事	給料10%、期末手当10%	
特別知事・出納長	給料5%、期末手当5%	平成13年1月1日～平成16年3月31日
特別常勤の監査委員・公営企業管理者	給料5%、期末手当5%	
議長・副議長・議員	報酬10%	平成13年4月1日～平成15年3月31日
行政委員会委員	報酬5%	平成13年4月1日～平成16年3月31日
教育長	給料5%、期末手当5%	平成13年1月1日～平成16年3月31日
県立大学長	給料5%、期末特別手当5%	平成13年1月1日～平成16年3月31日
校長	給料2%	平成13年4月1日～平成16年3月31日
管理職職員	管理職手当5～10%	平成13年1月1日～平成16年3月31日
管理職以外の職員	給料2%	平成13年4月1日～平成15年3月31日

10 定員の状況

【表 13】部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
	平成12年	平成13年		
一 総務企画課	37人	35人	△2	議会事務局総務課業務の見直し等
二 税務課	797	793	△4	電算システム導入の民間委託等
三 民生衛生労働	255	257	+2	県税収納対策強化等
四 労働衛生課	482	487	+5	児童相談体制の強化等
五 労働衛生課	629	618	△11	保健所業務の見直し等
六 農林水産課	109	116	+7	技能五輪全国大会開催準備業務の増等
七 農林水産課	1,656	1,624	△32	農林水産業普及指導体制の見直し等
八 農林水産課	219	221	+2	産学連携事業の強化等
九 農林水産課	1,134	1,103	△31	公共事業執行体制の見直し等
門 小 計	5,318	5,254	△64	
教 育 部 門	16,382	16,200	△182	・児童生徒数の減少による教職員の減等
警 察 部 門	3,149	3,132	△17	・欠員不補充等
公営企業等会計部門	259	253	△6	・ダム集中管理に伴う減等
合 計	25,108	24,839	△269	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを
 含む、臨時又は非常勤職員を除いています。

熊本県公告第124号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成四年九月四日確定した県道宇土南部地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの公告をなす。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者がその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益をしているもので、その農用地又は土地についてこの県管土地改良事業に参加しようとするものは、同法第三条の規定により平成十四年四月十二日までに宇土市農業委員会に申し出ること。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 事業計画変更の概要

県道宇土南部地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書

二 公告場所

宇土市役所

熊本県公告第二百十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、上通A地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 事務所の所在地 熊本市水道町一四番二七号
- 二 設立認可の年月日 平成十一年一月十二日
- 三 事業施行期間 平成十二年一月から平成十五年三月まで
- 四 施行地区 熊本市上通町二番、二三番、一四番、一五番、二二番の地先、一四番の地先、手取本町三〇〇番一の一部
- 五 事業計画の変更の認可の年月日 平成十四年三月二十日

熊本県公告第二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 本山ショッピングプラザ 熊本市本山町字原萩一四三二一
- 二 市町村の意見の概要
 届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成十四年三月二十九日から平成十四年四月二十八日まで

熊本県公告第二百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームセンターサンコー東町店 熊本市東町二丁目一番十五号
- 二 市町村の意見の概要
 届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成十四年三月二十九日から平成十四年四月二十八日まで

熊本県公告第二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームセンターサンコー北部店 熊本市飛田三丁目六番五〇号
- 二 市町村の意見の概要
 届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成十四年三月二十九日から平成十四年四月二十八日まで